

補足説明資料

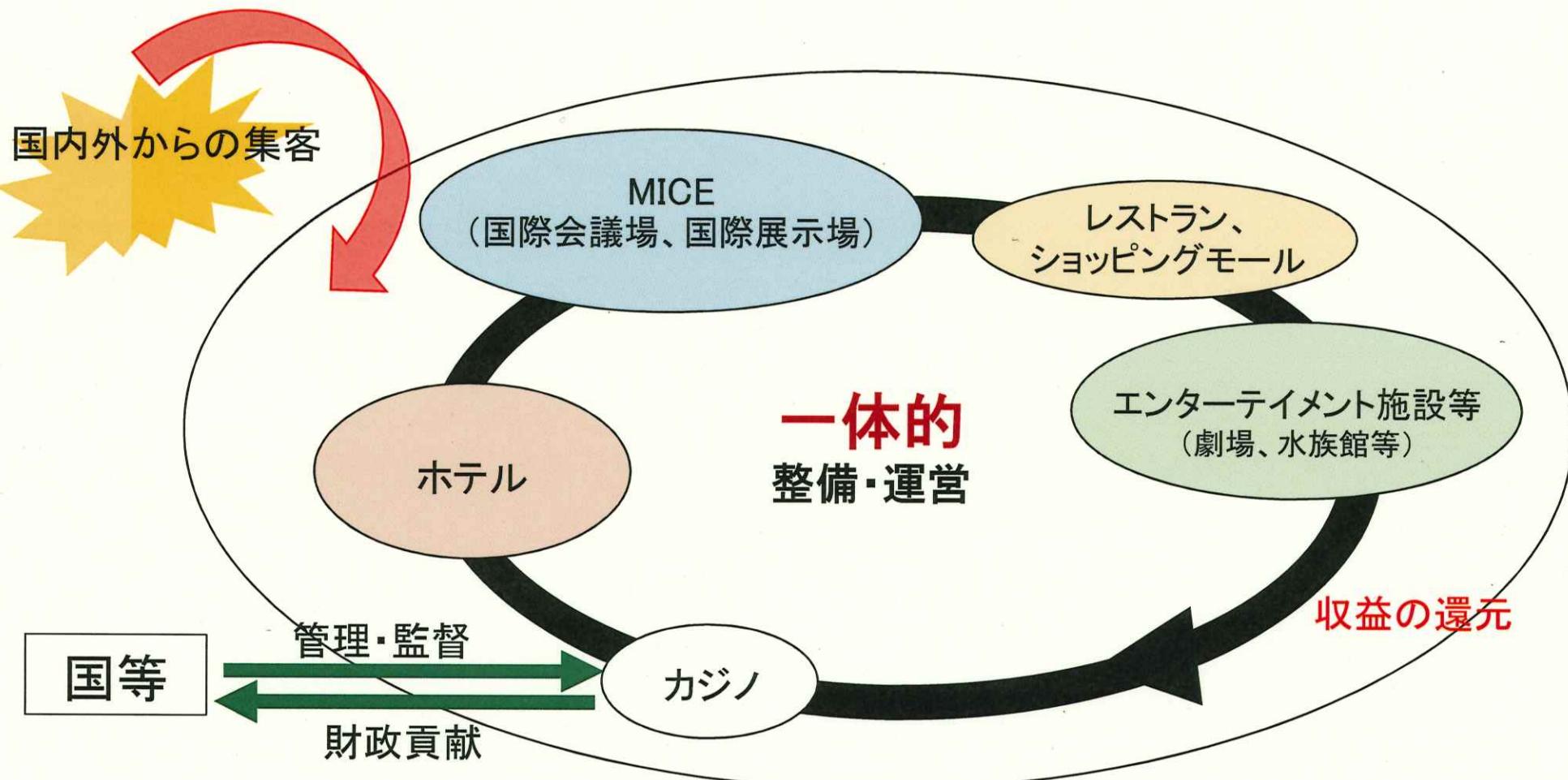
令和3年7月

1. 我が国におけるIRの現状について

IR(統合型リゾート:Integrated Resort)について

○IRとは、「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群。

○カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保するとともに、民間事業者の投資により、集客及び収益を通じた観光地域振興や、新たな財政への貢献に寄与。



IR整備法の成立までの経緯

- 2016年 12月15日 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(IR推進法) 成立
〔
 - ・「特定複合観光施設区域整備推進本部(以下、IR推進本部)」を設置。
 - ・「特定複合観光施設区域整備推進会議(以下、IR推進会議)」を設置。
 - ・政府は、必要となる法制上の措置について、同法施行後1年以内を目処として講じなければならない。〕
- 12月26日 IR推進法 公布・施行
- 2017年 3月24日 IR推進本部 設置
- 2017年 4月 4日 IR推進本部(第1回)
4月 6日 IR推進会議(第1回)※取りまとめの公表までに10回開催
7月31日 IR推進会議取りまとめを公表
- 2018年 4月27日 「特定複合観光施設区域整備法案」(IR整備法)を閣議決定・国会提出
7月20日 IR整備法 成立
7月27日 IR整備法 公布
→ カジノ管理委員会設立は1年6月以内(2020年1月7日)

IR制度の概要

1. 特定複合観光施設(IR)区域制度

- カジノ施設と①国際会議場、②展示場、③魅力増進施設、④送客施設、⑤ホテル
- 都道府県・政令市+民間事業者が主体
- 国土交通大臣が認定。数の上限は3

2. カジノ規制

- カジノ管理委員会の免許(有効期間3年・更新可)
- 1つのIRにカジノ施設は1箇所のみ。ゲーミング区域の面積制限(**IR施設の床面積の合計の3%以内**)
- 日本人は**7日間で3回、28日間で10回**。マイナンバーカードで確認
- 本人・家族申出による利用制限

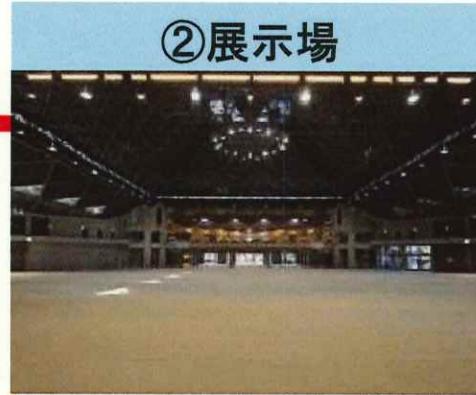
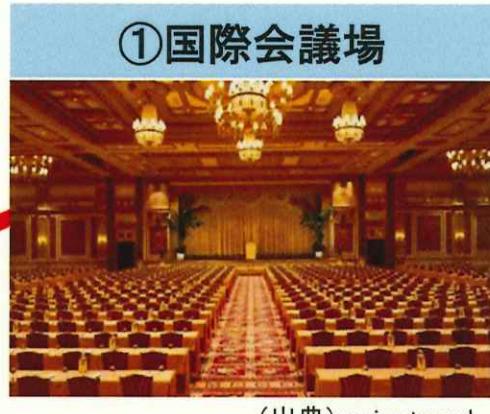
3. 入場料・納付金等

- 日本人は**入場料6,000円**(24時間単位)
- IR事業者は国と都道府県等に**カジノ収益(GGR)の30%**を納付

4. カジノ管理委員会

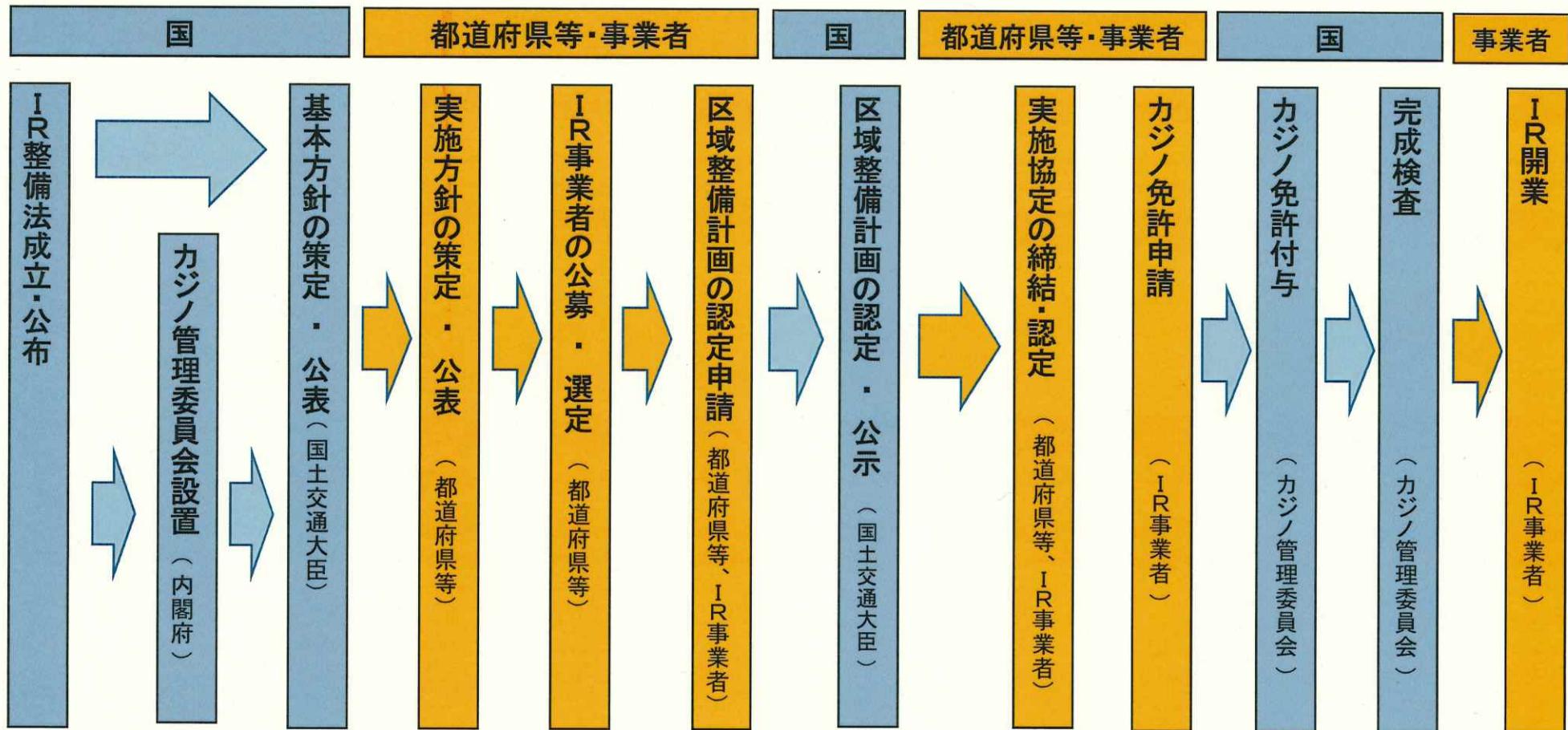
- 内閣府の外局。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- IR事業者等に対する監査、処分等を行う

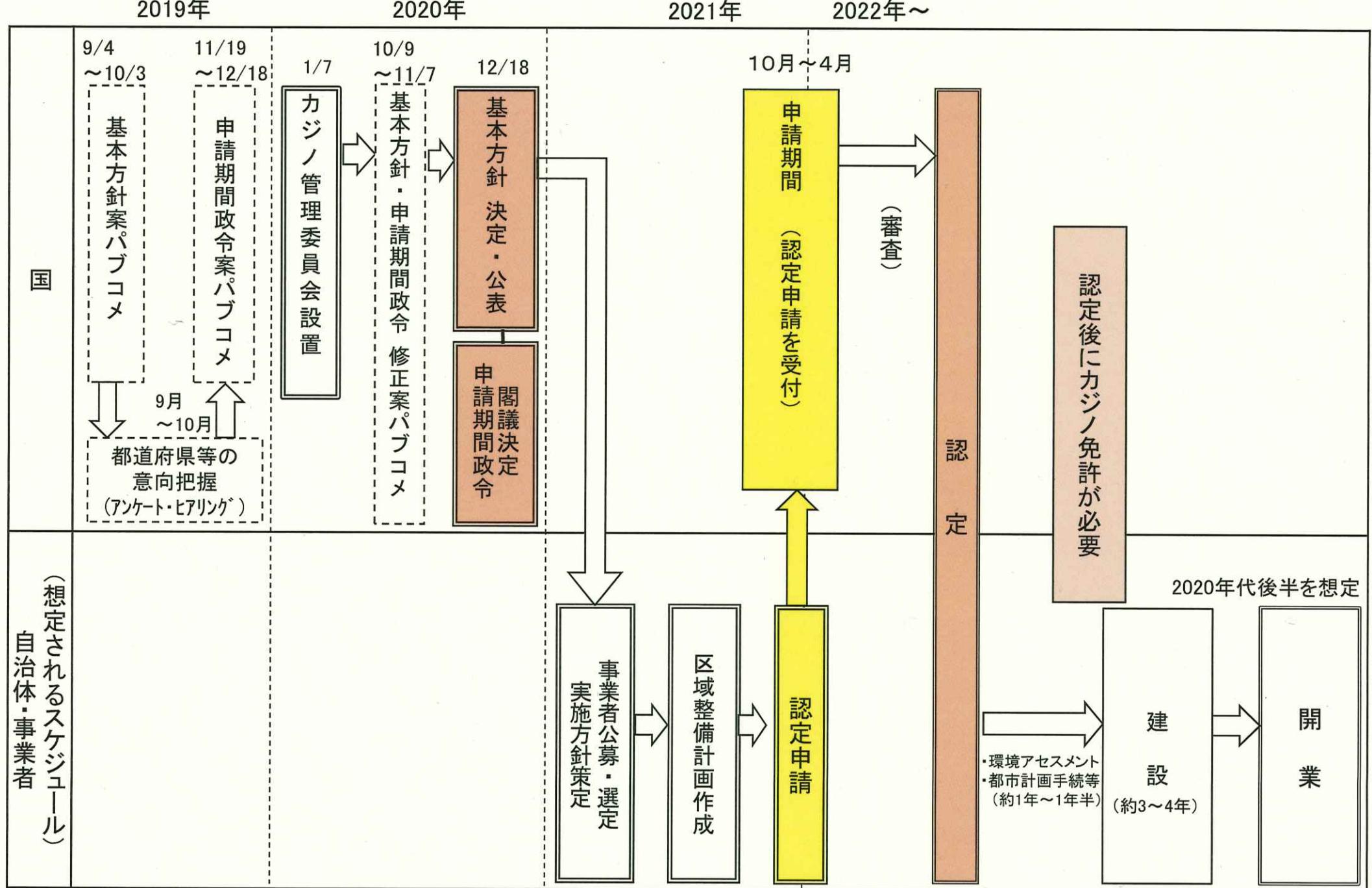
日本型のIR



IR開業までのプロセス

- 都道府県等は、実施方針を策定しIR事業者を選定。
- 地域における十分な合意形成を行った上で、IR事業者と共同して区域整備計画を作成し、国土交通大臣に認定申請。
- 国土交通大臣は、審査委員会の評価結果を基づき、区域整備計画を認定（認定の上限数は3）





自治体の公募状況(7月時点)

	国	大阪府市	長崎県
2019年 (令和元年)		事業者公募開始 (12月)	
2020年 (令和2年)	基本方針策定 (12月)	資格審査結果公表(2月) 1者通過	
2021年 (令和3年)	IR整備法施行 (カジノ関連) (7月) 申請受付開始 (10月)	参加資格書類追加受付 (3~4月)(追加受付なし) 提案審査書類提出期限 (7月頃) 事業者選定 (9月頃)	事業者公募開始(1月) 資格審査結果公表(2月) 5者通過 一次審査結果公表(3月) 3者通過 二次審査書類提出期限 (6月) 事業者選定 (8月頃)
2022年 (令和4年)	申請受付終了 (4月)		

自治体の公募状況(7月時点)

■主要IR事業者の地域別関心状況

大阪府市	長崎県
・MGM(米) +オリックス(日)	・オシドリ(香港) ・カジノオーストリア(澳) ・THE NIKI(香港)
2020年2月の参加資格審査提出企業 (2021年4月は追加提出なし)	2021年3月の一次審査通過企業

基本方針(概要)①

第1 IR整備の意義・目標

◆ 意義

- 國際的なMICEビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。
- IR整備に当たっては、①IR区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④IR事業者等との接触ルールの策定、IR事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件

◆ 目標

- 我が国におけるMICE開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第2 IR整備の推進

- IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。

第3 IR事業・IR事業者

- IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。

第4 区域整備計画の認定

- 収賄等の不正行為を防止し、公正性・透明性の確保を徹底して、IR整備を推進する。
- IR推進本部、国土交通省、カジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルールを策定する。都道府県等においても同様に接触ルールを定め、公募・選定に係る公正性・透明性を確保。
- 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。
- 都道府県等は、政令で定める期間内に国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請。
- **国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。**
- 認定審査の基準【次頁】

第5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

基本方針(概要)②

○認定審査の基準

◆要求基準 (認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準)

政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。

◆評価基準 (3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準)

1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現		(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等 ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
	経済的 2 社会的 効果	(1) 観光への効果 ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること (2) 地域経済への効果 ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること (3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献 ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること
	3 IR事業運営の能力・体制	IR事業者の能力、財務面の安定性、防災・減災の取組、IR区域・施設に係る安全の確保、感染症対策、地域との良好な関係構築があること
	4 カジノ事業収益の活用	カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと
	5 カジノ施設の有害影響排除等	カジノ施設の有害影響排除、ギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること

2. 審査委員会について

審査委員会について

○「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(2020年12月18日)」(以下、「基本方針」とする)に基づき、国土交通大臣は、公平かつ公正な審査を行い、優れた区域整備計画を認定する観点から審査委員会を設置する。

○審査委員会は、認定審査の他、認定計画に関する毎年度の評価、認定計画の変更・更新の審査を行う。

〈基本方針における審査委員会関連の記述概略〉

■審査委員会の設置

- ・審査委員会の委員は、国土交通大臣が任命し、区域整備計画の認定の申請受付開始(2021年10月1日)より前に公表する。
- ・審査委員会の事務局は、国土交通省観光庁が担当する。
- ・率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。
- ・一方、透明性確保の観点から、区域整備計画認定後、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程は、速やかに公表する。

■認定審査の基準／認定

- ・国土交通大臣は、認定審査の基準の明確化や、公正かつ公正に審査を行う観点から、「要求基準」と「評価基準」を定める。
- ・要求基準に適合する場合は、評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、結果を国土交通大臣に報告する。
- ・国土交通大臣は、審査委員会の審査結果に基づき、3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定する。
- ・審査委員会において評価を行うための項目ごとの配点は、国土交通大臣が別途定める。

■認定計画の実施状況評価

- ・国土交通大臣は、認定計画の実施状況の毎年度の評価に当たっては、公正性及び透明性を高める観点から、審査委員会を開催する。
- ・評価に関する審査委員会の会議は、民間事業者の権利等を害するおそれがある場合を除き、公開する。

■変更

- ・認定区域整備計画の変更に当たっては、変更後の内容が認定審査の基準を満たすものであることを確認するため、軽微なものを除き、国土交通大臣の認定が必要。
- ・こうした変更の認定を行う場合は、国土交通大臣は必要に応じて審査委員会を開催し、意見を聴いた上で認定可否を判断する。

■更新

- ・国土交通大臣は、認定の更新があった際は、審査委員会を開催して認定審査の基準に引き続き適合するものか確認するとともに、評価の結果を勘案して、区域整備計画の認定の更新の適否を判断する。
- (参考)IR整備法第10条に基づき、認定の有効期間は、当初10年、その後5年。

審査委員会 設置要綱等について

- IRの区域整備計画の認定等に関する審査委員会は、公平かつ公正に議論が行われる必要がある。
- このため、国土交通省名で作成する審査委員会の設置要綱の他、審査委員会名で委員会審議参加規程により、委員の利益相反管理を定める。
- また、申請側に対しては、審査委員及び審査委員会事務局との接触禁止ルールを設ける。

<設置要綱等作成リスト>

■特定複合観光施設区域整備計画審査委員会 設置要綱

- ・国土交通省名で作成。審査委員会の所掌事務等を記載。
- ・審査委員会の所掌事務、審査委員会の構成、秘密の保持等、等について規定。

■特定複合観光施設区域整備計画審査委員会 審議参加規程

- ・審査委員会名で作成。委員に対して求める事項を記載。
- ・目的、委員の利益相反管理、等について規定。

■接触禁止ルール

- ・審査委員会の立ち上げの際、申請側に求めるルールとして、審査委員会の設置に当たり公表。
(申請者が審査委員及び審査委員会事務局に対し、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って審査委員会の委員及び事務局に接触を図った場合、認定を行わない)

3. 区域整備計画の様式、認定申請 の手引きについて

区域整備計画の様式について

- 区域整備計画については、IR整備法に基づき、基本方針及び実施方針に即して作成することとされている。具体的な記載事項は、IR整備法第9条第2項及び省令・告示において規定されている。
- 上記を踏まえつつ、記載ルールや記載事項を示した「区域整備計画の様式」を作成するとともに、記載事項の解説や記載イメージを示した「申請の手引き」を作成中。

<区域整備計画の記載事項について既に定めたもの>

■IR整備法 第9条第1項及び第2項

区域整備計画について、基本方針及び実施方針に即して、省令で定めるところにより、

- ・区域整備計画の意義及び目標に関する事項
 - ・特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
 - ・事業基本計画
- などを記載事項とする旨、規定。

■IR整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令

区域整備計画において、以下に掲げる事項及び告示で定める事項を明らかにする旨、規定。

- ・特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要
 - ・特定複合観光施設の床面積の合計
 - ・設置運営事業等の工程
- 等

■IR整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示

区域整備計画の記載事項及び区域整備計画の添付書類の細則を規定。

(例)

「特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項」については、以下を記載する。

- ・特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地及び面積
- ・特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

(参考)基本方針は国が作成、実施方針はIR誘致を検討する都道府県等が作成。

区域整備計画の様式・手引きの検討に当たっての作業方針

- 区域整備計画の記載事項は、IR整備法令に規定があるが、基本方針の要求基準、評価基準と記載順が合致していない。
- このため、要求基準、評価基準に合わせる形で、IR整備法令の記載順を組み替えることとする。

■IR整備法令における区域整備計画の記載事項

- 区域整備計画の意義及び目標に関する事項
 - ・意義及び目標に関する事項
- IR区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
 - ・区域の所在地及び面積
 - ・区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項
- IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ・名称及び住所並びに代表者の氏名
- 事業基本計画
 - ・IR施設の名称、所在地及びその概要
 - ・IR事業の概要
 - ・ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項
 - ・IR施設の床面積の合計
 - ・IR施設の外観の特徴に関する事項

要求基準、評価基準の順に合致するよう、記載順を組替え

■(組替えのイメージ)

- 基本方針における評価基準の記載事項
評価基準①

IR区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模倣ではなく、独自性を有するものであることが求められる。

- 評価基準②

IR区域内の建築物のデザインが、IR区域全体のコンセプトを具現化しており、IR区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。

4. 審査委員会における資料公表の考え方等

基本方針を踏まえた審査委員会の資料の公表・非公表の考え方

○IRの基本方針においては、認定に関する審査委員会の会議は公開しないが、認定審査の結果及び評価の過程については、認定後速やかに公表するものとされている。

○他方で、認定後の公表内容については、国民的関心が高いと考えられるため、同種事例における情報公開等の考え方を踏襲し、基本的には、情報公開する姿勢で対応することとしたい。

<特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(抄)>

6 審査委員会

審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。

<[REDACTED]における情報公開等の考え方>

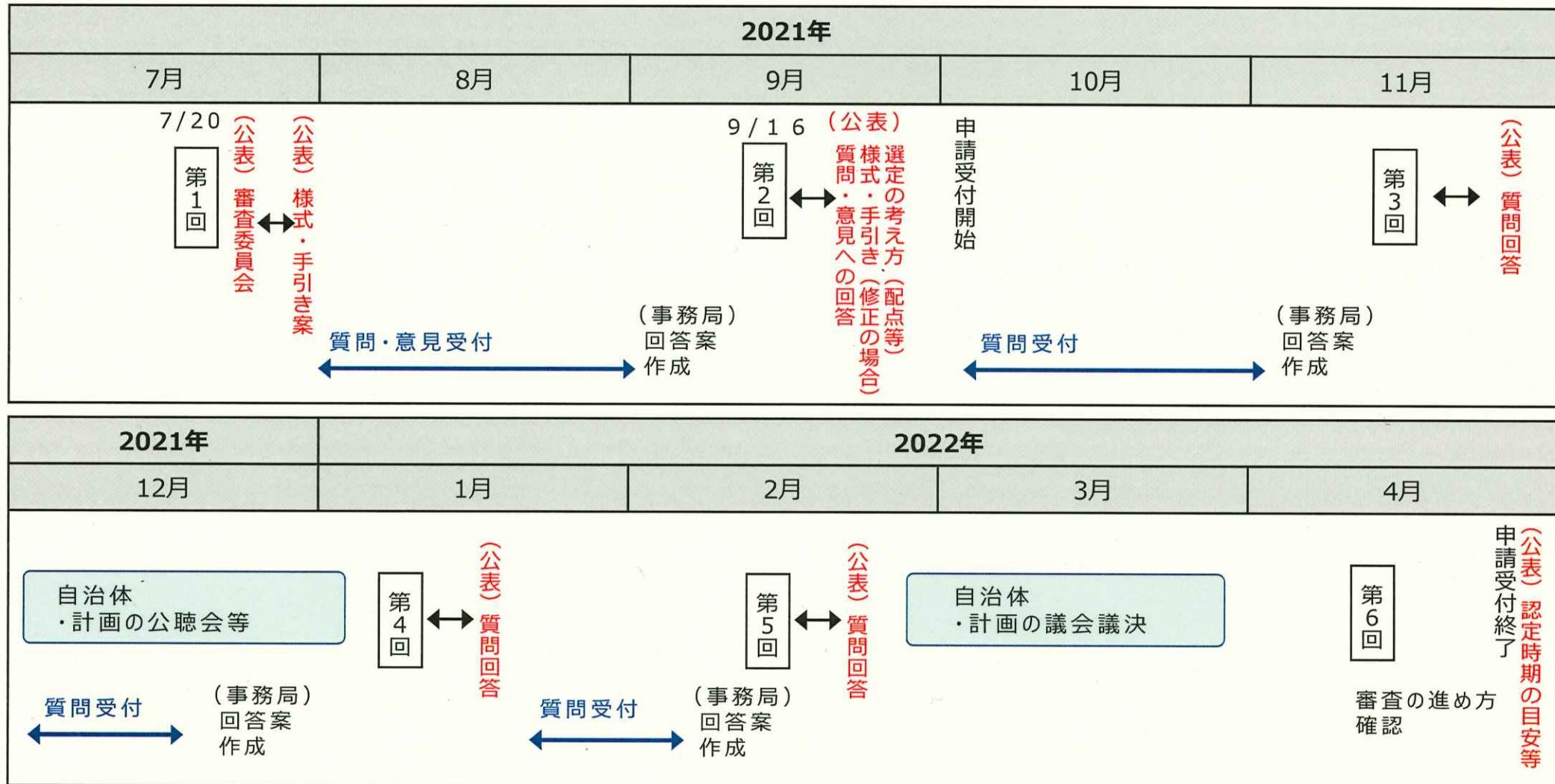
○ 世の中の関心が高い中、委員が特定される部分及び競争参加者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除き、以下を公開するなど、基本的には、情報公開していく姿勢で取り組んでいた。

例) ・全申請者からの提案書を事業者選定直前に公表

・申請者から審査委員会に対する提案内容のプレゼンテーションでの議事録を事業者選定後に公表

5. 審査委員会の今後の進め方

審査委員会の今後の進め方<申請受付終了まで>



(補足)

- ・質問・意見受付の対象は、IR整備法に基づく実施主体となりうる地方自治体(都道府県又は政令市)とする。
- ・質問回答は、申請者に共通で理解してもらうため、区域整備計画の申請者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除き、公開する。
(質問提出の際に、こうした内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすることの記載を求める。)

6. プレス等対応について

6 審査委員会

国土交通大臣は、IR整備法第9条第11項の規定に基づき認定を行うに当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行い、優れた区域整備計画を認定する観点から、有識者により構成される審査委員会を設置する。審査委員会の委員は、区域整備計画の審査に必要となる専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断ができる者のうちから、国土交通大臣が任命し、区域整備計画の認定の申請の受付を開始する前に公表するものとする。審査委員会の事務局は、国土交通省観光庁が担当する。

審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。

審査委員会設置時の公表情報について(7月)

- 7月20日の第1回審査委員会終了(15時)後、当日中を目処に以下の資料を公表する予定。
- また、様式、手引きは、7月20日の審査委員会においていただく意見を踏まえ、修正後、公表という整理とする。
(7月30日に公表を予定)

■(7月20日) 公表資料一覧

- 認定審査に関する基本的事項 … 審査委員会設置に係る基本的な考え方、委員名簿(役職、氏名を記したもの)、申請者への接触禁止ルール、等を示したもの
- 設置要綱 … 観光庁名で策定。審査委員会の所掌事務、秘密保持等を規定したもの
- 審議参加規程 … 審査委員会名で策定。審議に当たっての利益相反管理ルールを規定したもの



審査委員会での指摘を踏まえ、様式(案)、手引き(案)を修正

■(7月30日) 公表資料一覧

- 様式(案)、手引き(案)に関する基本的事項 … 区域整備計画の様式・手引きの位置付け、様式・手引き等に関する質問・意見の受付方法、申請様式等を示したもの
- 様式(案)、手引き(案) … 区域整備計画の記載事項を参考として整理したもの